



(裏面)

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱 (抜粋)

(対象)

第3 この制度の対象となる企業又は事業所（以下「企業等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 別表第1及び別表第2に定める要件を満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる企業等については、対象としない。

- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）、同条第3号に規定する暴力団密接関係者（次号において「暴力団密接関係者」という。）又は同条第4号に規定する暴力団事務所である企業等
- (2) その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者である企業等
- (3) 過去3年以内に、この制度の趣旨を著しく逸脱する行為を行った企業等
- (4) 過去3年以内に、虚偽の申告その他不正な手段により第4に規定する登録又は第8第2項に規定する更新を受けようとした企業等
- (5) その他、公序良俗に反する行為または重大な法令違反があった企業等
- (6) (略)